

令和3年度検疫探知犬及びハンドラー訓練業務委託仕様書

第1条 目的

旅客の携帯品及び国際郵便物によって海外から日本国内に持ち込まれる畜産物及び植物により動植物の伝染病等が国内に侵入することを防ぐため、動物検疫及び植物検疫の対象物を探知できる検疫探知犬及びハンドラーを育成する。

第2条 業務概要

国際空港等における旅客の携帯品手荷物等に対する探知が可能な検疫探知犬2頭を育成し、農林水産省動物検疫所羽田空港支所及び中部空港支所に各1頭納入し、その後フォローアップ訓練を実施する。また、当該検疫探知犬を取り扱うハンドラー2名を育成する。

第3条 履行期限

契約締結日から令和4年3月25日まで

第4条 受託者の条件

- (1) 受託者は、公的検疫機関へ検疫探知犬を供給した実績のある訓練機関等から検疫探知犬及びハンドラーの育成が可能であると認められた訓練士（以下「認定訓練士」という。）が所属する訓練機関であること。
- (2) 受託者は、検疫探知犬（2頭）とハンドラー（2名）を育成可能な施設を日本国内に有していること。
- (3) 受託者は、第7条に定める委託者の指定する者と日本語でコミュニケーションがとれること。
- (4) 受託者は、関税法、家畜伝染病予防法、植物防疫法、狂犬病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、動物の愛護及び管理に関する法律並びに労働基準法を遵守しなければならない。
- (5) 受託者は、検疫探知犬の取扱いに対し、動物福祉に十分留意すること。
- (6) 本調達の応札を希望する者は、入札公告で指定する日までに以下を提出すること。
 - ① 検疫探知犬及びハンドラーの育成施設に関する情報（別紙1）
 - ② 訓練士の氏名及び訓練士として認定されていることを証明するもの
 - ③ 訓練士の認定元訓練機関の情報
- (7) 受託者は、契約後速やかに以下を提出すること。
 - ① 検疫探知犬の個体情報、マイクロチップ番号及びワクチン接種履歴等（別紙2）
検疫探知犬又はハンドラーの訓練過程において、検疫探知犬の変更が必要と判断されたときは、当該検疫探知犬のものと差し替えること。
 - ② ハンドラー訓練日程及び訓練内容の計画（別紙3）
第7条（1）に定める訓練内容を元に受託者で作成した訓練計画を記載すること。
- (8) 受託者は、検疫探知犬の納入日までに以下を提出すること。
 - ① 第6条（10）に定める検疫探知犬の健康診断等の結果。

第5条 検疫探知犬の納入

受託者は、第6条の要件を満たす犬を育成するとともに、令和4年3月10日までに検疫探知犬2頭を動物検疫所羽田空港支所及び中部空港支所に各1頭納入し、所有権を動物検疫所に譲渡しなければならない。

なお、検疫探知犬を海外から輸入する場合は、関係法規に基づき動物検疫、通関等の必要な諸手続を完了した状態で納入すること。

第6条 検疫探知犬の条件

第5条により納入される検疫探知犬は、以下の要件を満たす犬でなければならない。

- (1) ビーグル犬（2頭）とする。なお、これ以外の犬種とする場合は、成犬体高30cm以上50cm未満の短毛種猟犬種又は嗅覚ハウンド犬種が望ましく、育成のための訓練を開始するまでに委託者が認めたものであること。
- (2) 納入日までに1歳～3歳の健康な犬であること。
- (3) 多数の旅客及び空海港関係者が往来し、手荷物の受け取り等を行う場所及び多数の者が国際郵便物仕分け等の作業を行っている場所で以下を探知可能なパッシブドッグ（座ることでその存在をハンドラーに知らせる犬）であること。

畜産物等

牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵（加熱及び非加熱品。ハム、ソーセージ、シュウマイ、肉まん等の加工品も含む）

植物等

マンゴウ、リンゴ、オレンジ

- (4) リワード（検疫探知犬が探知に成功した際の報酬）はフードであること。
- (5) (3) に定める探知対象物を発見した際は、明瞭に座ることができること。
- (6) 人や物にかみつく、無駄吠えする、人や音などに怯える等の問題行動が見受けられず、旅客に受け入れられやすい性格であること。
- (7) 排泄訓練がなされており、探知業務中に排泄する等不適切な行動が見受けられないこと。
- (8) 探知業務中に着用する犬用コートを抵抗なく着用できるよう訓練されていること。
- (9) 雌の場合は避妊手術を受けていること。
- (10) 納入日までに、獣医師による健康診断、マイクロチップ装着、狂犬病及びその他のワクチン接種、フィラリア予防及び内部外部寄生虫の駆除を実施していること。
- (11) その他、業務の実施にふさわしい犬であること。

第7条 ハンドラーの訓練の実施

受託者は、委託者が指定する者（農林水産省動物検疫所職員）2名について、以下の知識及び技術を習得するための訓練を行うこと。なお、委託者が指定する者は、探知業務に関連する業務経験があり、検疫探知犬に関する基礎的な知識は有している。

(1) 訓練内容

別紙4による。

(2) 訓練期間等

訓練の期間は、契約日の翌日から検疫探知犬の納入日までの期間であって、連続する7～10週

間とする。なお、4週間ごとの期間につき8日の休日を設け、1日あたりの訓練時間は7時間45分以内（休憩時間を除く。）とし、1日の訓練期間の途中で45分以上の休憩時間を置くものとする。また、訓練を行う日は連続12日を超えないこととし、祝日法による休日に訓練を行うことを妨げない。

なお、訓練の具体的日程については、受託者が別紙3により提出するハンドラー訓練日程及び訓練内容の計画を元に、受託者と委託者が協議し、決定する。

(3) 訓練に必要な物品等

訓練に必要な備品及び消耗品は受託者の負担において準備しなければならない。犬具（リード、リワードポーチ、首輪）及び飼養管理用品（ブラシ、歯ブラシ、爪切り）は受託者から訓練を受ける農林水産省動物検疫所職員に支給する。

(4) 訓練実施場所

受託者が所有する日本国内の訓練施設及び当該施設以外で訓練に必要な場所（空港等）とする。なお、空港等で訓練を実施する場合は、必要な手続きについて受託者と委託者が協議し対応する。

(5) 訓練実施体制

訓練は、第4条（1）で定める認定訓練士自ら実施又は監督することとし、一週間ごとに訓練の内容、進捗状況、評価について、週間報告書（様式1）を作成の上、委託者へ提出すること。

(6) 訓練実施状況の確認

受託者は、訓練期間中に委託者が行う訓練実施状況の確認のための視察に応じなければならない。

(7) 能力確認

受託者は、当該訓練期間内に、納入する検疫探知犬及び本条により訓練をしたハンドラーが別紙5に定める能力評価基準を満たしている事を確認し、委託者に報告しなければならない。

第8条 フォローアップ訓練の実施

受託者は、前条の訓練終了後、疫探知犬を動物検疫所羽田空港支所及び中部空港支所に納入し、それぞれの空港において履行期限までに検疫探知犬及びハンドラーのフォローアップ訓練を行う。

フォローアップ訓練期間は3日間程度とし、馴致訓練の実施及び空港で実施する携帯品手荷物に対する探知業務におけるハンドリング技術を確認し、必要な指導を行う。フォローアップ訓練の内容及び日程は、受託者と委託者が協議し、決定する。

第9条 その他

(1) 受託者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

ただし、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 第7条の訓練期間中にハンドラーが訓練を受けるにあたり、係る交通経費（出張命令に基づく旅費）については、委託者の負担とする。

(3) 受託者は、業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。

第10条 用語の定義

用語の定義は、次の事項に定めるところによる。

- (1)「委託者」とは、農林水産省動物検疫所長をいう。
- (2)「受託者」とは、業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人又は会社その他法人をいう。
- (3)「検疫探知犬」とは、動物検疫及び植物検疫の対象物を嗅覚にて探知するパッシブドッグをいう。
- (4)「ハンドラー」とは、検疫探知犬を自ら使役し対象物の探知を行わせる者をいう。
- (5)「訓練機関等」とは、検疫探知犬及びハンドラーの訓練を実施する施設、法人等をいう。
- (6)「協議」とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (7)「報告」とは、受託者が委託者に対し、業務の遂行に関わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (8)「提出」とは、受託者が委託者に対し、業務の遂行に関わる事項について書面又はその他の資料を説明し、手渡し、郵送若しくはeメールで差し出すこという。
- (9)「書面」とは、仕様書で定める別紙及び様式並びに発行年月日の記録及び記名がされた手書き、印刷等の伝達物をいう。
- (10)「探知業務」とは、動物検疫及び植物検疫の検査のために、箱、鞆等に梱包された探知対象物を開梱することなく発見することをいう。

年 月 日

検疫探知犬及びハンドラーの育成施設に関する情報

1. 検疫探知犬の育成施設情報

名称			
所在地			
電話番号		FAX番号	
その他連絡先			
創立年月日			
沿革			
代表者氏名			
現住所			
略歴			

従業員数とその各種区分内訳
活動概要
育成実績
育成後の供給先
その他参考となるべき事項

※ 施設に関するパンフレット等の資料がある場合には添付すること。

2.ハンドラー育成施設情報

名称			
所在地			
電話番号		FAX番号	
その他連絡先			
創立年月日			
沿革			
代表者氏名		生年月日	
現住所			
略歴			

従業員数とその各種区分内訳
活動概要
育成実績
育成後の供給先
その他参考となるべき事項

※ 施設に関するパンフレット等の資料がある場合には添付すること。

年 月 日

検疫探知犬に関する情報

犬の名称	
犬の生年月日	
犬種	
犬の性別	(雌の場合は避妊手術の有無または手術予定日:)
犬の生まれた国名	日本 ・ 日本以外(国名:)
	(輸入犬の場合、輸入年月日等:
ワクチン接種履歴	狂犬病 接種日: 済票番号:
	狂犬病以外のワクチン:
犬の登録に関する情報	登録年月日: 鑑札番号:
マイクロチップ番号	
その他特徴	

年 月 日

ハンドラー訓練日程及び訓練内容の計画

育成施設名称	
トレーナー名	
略歴	
育成実績	

訓練スケジュール(訓練内容を具体的に記載すること)

日程	主な訓練内容
月 日～ 月 日	
月 日～ 月 日	

訓練内容

各項目の内容が達成できるよう訓練期間を設定すること。

期間 (案)	項目	内容
1週目	座学(講義・説明)	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の生態、行動、健康管理、飼養管理等の講義 ・犬の嗅覚(嗅ぎ分ける仕組みや構造)について、ターゲット・ノンターゲットの扱い方、訓練の取組方法についての講義 ・犬の学習の仕組みについての講義 ・訓練理論についての講義(コマンドの使用法、用途に応じたハンドリング、訓練方法、モチベーションの維持、リワードの使い方、問題行動の矯正など)
	飼養管理についての実習	<ul style="list-style-type: none"> ・給餌・給水方法、犬房清掃(消毒)方法、犬舎の管理方法、運動(散歩)方法、グルーミング(健康チェック、ブラッシング、耳掃除、歯の手入れ、爪研ぎ、シャンプー、体重測定、その他管理(内外寄生虫駆除、肛門線絞り、投薬等)等を実習を通して習得。
	候補犬対面・関係構築のための実習	<ul style="list-style-type: none"> ・候補犬それぞれと対面 ・犬との接し方を習得
	初期訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・犬具の使用法、ハンドリングの姿勢・動作、リードの持ち方、コマンドの使い分け、リワードの使い方等を習得。 ・候補犬を使い、探知活動以外でも必要とされる基本的な訓練(人と一緒に歩く、犬を座らせる、その場にステイさせる、こちらに気を向かせる、落ちているもの等から犬を離す等)を行う。 ・候補犬を使い、不慣れな環境・人・物などへの馴致、排泄コントロールなど社会化に必要な訓練を行う。
2週目	初期訓練	1週目と同様。
	マッチング	<ul style="list-style-type: none"> ・候補犬を交互にハンドリングし、初期訓練の様子と合わせ相性の合う犬を判断し、ペアを決定する。 ・ペア決定後は、関係構築のため訓練だけでなく、飼養管理も担当ハンドラー自らが行う。
3週目 ～ 4週目	初期訓練	1週目と同様。
	ハンドリング基礎訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ボックスを使った簡単なハンドリング訓練を行う。 ・犬の行動に対する的確な対応方法、適切なコマンドの出し方、リードコントロール、ボイスコントロール、適切な褒め方・リワードの与え方等を習得。
5週目 ～ 7週目 (10週目)	ハンドリング応用訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・スーツケースやポストンバッグなど様々な種類の容器を使って訓練を行う。 ・より実働に近い設定(高い位置にある荷物の探知、動いている荷物の探知、密集している荷物から探知対象物の入った荷物を特定、騒音下での探知など)で訓練を行う。
	空港でのハンドリング訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・空港でハンドリング基礎訓練、ハンドリング応用訓練を行う。 ・空港等新しい環境への馴致方法、犬の安全確保方法、排泄訓練、空港でのハンドリング方法等を習得。

能力評価基準

検疫探知犬が、正しく探知対象物を嗅ぎ分け、その存在をハンドラーに知らせる能力を満たしているか判断するための定量評価とする。

1 実施方法

- (1) 探知対象物又は探知対象物以外の物が収納された容器（箱等であって、収納物が見えないもの）を用い、検疫探知犬が探知対象物を正確に探知できることを確認するものとする。
- (2) 収納物は、1つの容器につき1品目ずつとし、容器は、10個ずつ3列に並べる。
- (3) ハンドラーは評価者の指示に従い、検疫探知犬にコートを着せ、順に容器の匂いを嗅がせることにより探知を行う。なお、探知は1列当たり1往復とする。
- (4) ハンドラーは、検疫探知犬が反応した容器に探知対象物が収容されていると判断した場合、検疫探知犬を座らせ、挙手すると共にどの容器に検疫探知犬が反応したのか、評価者へ申告する。
- (5) 評価者は、ハンドラーへ正誤を告げる。
- (6) 正解（座らせた容器に探知対象物が収納されている場合）の場合、ハンドラーは検疫探知犬にリワードを与え、探知を継続する。不正解（座らせた容器に探知対象物以外の物が収納されている場合）の場合、リワードを与えずに探知を継続する。
- (7) ハンドラーは、探知を終了する場合、評価者へ終了することを宣言し、検疫探知犬のコートを外す。
- (8) 同様の手法による探知を、1頭ずつ3回実施する。

2 採点方法

以下の2つの方法により、100点からの減点方式として採点し、双方の平均を最終的な得点とする。採点の結果、80点以上でなければならない。

- (1) 探知対象物の入った容器について、探知できなかった場合、1容器につき15点の減点とする。また、正しくない告知（引っ搔く、噛む、吠える、告知に時間（10秒程度）を要する等）をした場合は2点の減点とする。
- (2) 探知対象物以外の物が入った容器に検疫探知犬が座った場合、1容器につき5点の減点とする。